

## 令和元年 第9回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和元年9月30日（月）9時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室
3. 出席委員 9名  
会 長 7番 縣 次 男  
副 会 長 1番 坂 本 成 一  
  
委 員 2番 竹 内 正 敏  
3番 高 田 英  
4番 大 野 重 利  
6番 式 田 信 一  
9番 佐 藤 一 富  
10番 麻 生 秀 昭  
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 5番 江 藤 国 子  
8番 佐 藤 孝 雄
5. 議事参与が制限された委員数 0名

### 6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
  - ① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ② 農地法第4条の規定による許可申請について
  - ③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
  - ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
  - ⑥ その他
- (4) その他

### 7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 三浦信幸、行政専門員 後藤義一

### 8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和元年 第9回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 9番 佐藤 一富委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第5までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員

異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので宜しくお祈いします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第1～3号 3件)

議 長

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案1号からですが、議席番号8番 佐藤 孝雄委員さんが欠席ですので、事務局より補足説明があればお願いします。

事 務 局

議案1号について補足します。申請地については、平成31年5月31日の総会で承認されました空き家バンクの付随農地になっております。

議 長

それでは、議案1号につきまして、ご質問がある方はお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、議案1号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案 2 号ですが、議席番号 1 1 番 佐藤 富雄委員から説明をお願いします。

1 1 番 佐藤 富雄 委員

議案番号 2 号の説明をさせていただきます。

渡人は、4 年前に市役所を早期退職されております。今現在、所有する農地について耕作する予定が全くないという事で、受人に譲渡するという事でございます。

受人は、水稻及び畜産経営の農家であり、以前農業委員会の副会長を務めていました。何の問題もないと思います。審議を宜しくお願いします。

議 長

それでは、この 2 号の案件、ご質問がある方お願いします。

ご質問ないですか。

(ありません。)

それでは、議案 2 号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 3 号ですが、議席番号 4 番 大野 重利委員から説明をお願いします。

4 番 大野 重利 委員

渡人は受人のお兄さんの子供さんで伯父と甥の関係であり、東京在住です。

お兄さんが亡くなったので渡人が相続しましたが、もともと遠保在住であることからこれまで 20 年位は受人が耕作していたとのことです。

農業機械も小さいのを持っている事で、問題ないと思いますので審議の方宜しくお願いします。

議 長

それでは、この 3 号の案件につきまして、ご質問がある方お願いします。

ご質問ないですか。

(ありません。)

質問が無いようですので、議案 3 号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

日程 第 2 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

(議案第 4 ～ 5 号 2 件)

議 長

続きまして、日程第 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案4号について、議席番号4番 大野 重利委員から説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

申請地は、4m×40m位での長方形であります。

元治水井路に接し、水路の維持管理に車両などを駐車する為に使用して欲しいという要望があり、将来的には周囲の共同住宅の貸駐車場として利用したいという事で、今回の申請となっております。

審議を宜しく申し上げます。

議長

それでは、この議案4号説明が終わりました。質問があればお願いします。

(1番 坂本 成一 委員より挙手有り。)

坂本委員さんどうぞ。

1番 坂本 成一 委員

1番 坂本です。現状はどうなっていますか？

4番 大野 重利 委員

畑です。

議長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

この議案4号について、この案件許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この4号案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案5号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員から説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

申請地は庄内町大龍で、お手元に地図があると思いますが、申請者の住居がありまして、その北側に位置しています。6ページの赤色で囲んでありますが、これを農業用倉庫に転用したいという事でありまして。

市道梶屋挟間線の拡幅工事のため、道を挟んだ向かい側の旧宅にある農機具等を置いているハウス等が取り壊しになり、農機具等の収納場所がなくなるため、今回の転用申請となりました。ご審議の程申し上げます。

議長

それでは、説明が終わりましたけど、ご質問がある方お願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

7ページの字図ですが、これに周辺の土地の面積、地目、所有者が全然入っていないのですが、これだと審査しにくいです。

今後はちゃんと記入されたものを資料につけていただきたい。ふつうは字図に地目とか書きますよね？申請の時点でも普通は記入されていると思うのですが。この状態だと非常にわかりにくいというのが一つ。

それと、申請地と申請者の自宅の間に細長い土地がありますが、この土地が小野さんの家にかぶっているように見えるのですが、これは小野さんの所有の土地でしょうか。

ちょっと私の勘違いかな？里道みたいな細長い土地はかかっていないですか？

事務局

お答えします。

まず字図ですけれども申請書の字図を確認しましたが、これは法務局が出しているもので地目とかは入っていません。

高田委員の言う細長い土地についてですが、これは里道となっていてまして建設課に払下げの申請が出ているということです。

3番 高田 英 委員

はい、わかりました。

でも一番目の答えの中で、法務局側の字図だから地目とかは入っていないというのは、申請書類に確かそれを書きなさいと求めていたかと思いますが、違いますか？

法務局の字図であろうが、ここの役所の地積図であろうが申請人には常に記入してくださいって言うのを求めているはずですが、それをしてなかったのですか？

私も仕事柄やっておりますが、記入するようにきつく言われているんですけどね。

事務局

以前の総会で字図は法務局のものに統一するという事になったかと思いますが、地目等は書いてもらうように指導しています。

今回の申請書の中には、字図のコピーに手書きしたものが付いていたのですが、今回の資料にコピーし忘れていたということです。

3番 高田 英 委員

我々が審議するときは周辺の土地とかを見るので、今後はそれを付けてくださいということです。

他、質問はありませんか。

(ありません。)

質問が無いようですので、議案5号の案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この5号案件 許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」  
(議案第6号 1件)

議 長

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

それでは地図の方を開いてもらいたいと思います。資料の11ページをお開き下さい。

申請地に太陽光の施設を造りたいという申請です。

先日現地確認に行きました。地図の中央部分に旧農協の庄内支店があります。そこから庄内駅の方に向かったところに踏切があり、踏切を過ぎたら左側に三角形みたいな田が2枚ほどあり、そこが申請地です。

ここは、何年前からか荒らしたままになっています。太陽光を造るという事ですが、ここは水田でもちょっと沼地みたいな湿田という場所で、非常に使いにくい田んぼで、耕作するのも大変かなというようなところでした。

そこに太陽光の施設を造るという事で現地を確認しました。JR久大本線と谷に挟まれていて非常に寄り付きもよくない土地ですが、進入路を整備すれば道路からそのまま入って行けるということでしたけど、そういう立地から考えると太陽光とかで使用の方がいい土地かなと思いますので、審議をお願いします。

議 長

はい、それでは説明が終わりましたが、この案件について質問がある方はお願い致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

私は太陽光に反対ではないのですが、今回の設計では排水は浸透式の排水柵を設置して、田んぼの形を生かして浸透式で行うということでしょうか？こんな排水出来るのでしょうか？

事 務 局

現地を確認しておりますが、麻生委員さんが言われたように現地は湿田です。

申請地の左側に谷があるので、谷の方に排水とかをしないとちょっと難しいと思います。道の方が高くて他の方が低いので、湿田でコンバインとかはまるようなところなので住宅などが建つような場所ではないです。

耕地自体が湿田で出来るのかという心配はありますが、一応そういう場所です。

3番 高田 英 委員

農振除外などを審議する農政対策審議会でもこの浸透式の方法、田んぼをそのまま活用して浸透式っていうのが何個か出てきました。ですが、由布市の中でまだこのような方式を取り入れた事例はなくて、他県や他市でもあんまり実例がないという話になりました。

多分これもそうだと思うのですが、台風が来て強風が吹いた場合にパネル自体飛んでいく可能性も十分考えられるのではないかと不安があるのですが、隣地同意はそういう事まで含んで同意をもらっているのでしょうか、わかりますか？

事務局

隣地同意は貰っています。

今言われた様に、近年は台風でも予期せぬ強風とか、予期せぬ豪雨だったりします。ただし、そういう事に対して隣地の方に説明はしたかということについて確認は取れていません。また、業者自体には吹き飛んだりしないような工事をしてもらわないといけないと思いますが、そういう工事の方についてこちらから指導はしておりません。

3番 高田 英 委員

大きな太陽光を設置する会社の社長と話した事があるのですが、元々が田んぼの土地だと、排水を浸透式にしたらほとんど杭が持たないという様な言い方をされていたんですよ。

ちょっと私不安なんですけど、これで大丈夫かな？と。

事務局

排水については排水同意書が付いておりますが、五ヶ村水路に放流するという事になっていまして、16ページの図面の並んだ太陽光パネルの間にある水路の方に放流するという形になっております。

3番 高田 英 委員

これ、資料に水の流れの記載がないですよ。

事務局

あります。14ページの図面の…。

3番 高田 英 委員

いやいや違うんです。土地の中の水の流れがないところに流れ込むかわからないじゃないですか、ここにいくら水路があったとしてもね。

事務局

図面上、断面図がありませんが田んぼ自体が水平と考えた時に、若干水路の方に傾斜を付ければ水路の方に流れて行くと思います。

3番 高田 英 委員

それで、その水路に放流することができると流用計算されていますか？

多分坂本委員さんもお存知と思いますが、農振の会議の中で浸透式は県下というか全国的にもあまりやっていないって言っていましたよね？

1番 坂本 成一 委員

排水はしっかりと水の流れを作ってもらわないと困る。浸透式はあんまりあてにならない。

[テキストを入力してください]

事務局

ここは浸透式というか、水路の方に流して谷に流します。JRとの間に水路があって、それから2mほど下に川が流れているので、それに流すことになっています。

申請地については雨水の関係は下の川の方に流せば大丈夫だと思っています。

1番 坂本 成一 委員

この図面には、それが出てない。

事務局

現地確認したうえで、今言ったように谷の方に流せば雨水の関係は大丈夫いう感じですよ。

3番 高田 英 委員

排水の水の流れとかを図面に入れてもらった方がいいのでは？

10番 麻生 秀昭 委員

取水が道路側から取っているから排水はおそらく谷の方に行くのでは？

事務局

資料14ページにあるように、申請地の上に旧国道210号線が通っています。そこからJRの線路の方に水路が通っています。それで線路を過ぎたら左の方に谷があります。

今回は大規模な太陽光ではないので、普通の雨水程度だったら先ほど言った側溝で流せるのではないかなど。

議長

右は今、太陽光出来ているんですか？

事務局

いや、出来ていません。右側は現在農振除外申請中ですので、まだ太陽光は建設されていません。

議長

他に質問はありませんか？

(9番 佐藤 一富 委員より挙手有り)

9番 佐藤 一富 委員

排水関係について、総会にあげる時に雨水処理をどうするのか、柵を入れるのか、谷に排水するのか。そういうのがはっきりした図面を付けておいてもらえればこういう話にはならなかったのでは、と。

極端な話、地元の水路ならこんなに詳しく聞かないかもしれないが、よその水路で審査する以上そういう図面が欲しい。

それに、事業地の場所によっては下流の方で災害が起きるかもしれないと心配しないといけないから。

ということで、個人的にはそういう図面が欲しいと思います。



事務局

資料については、今後はそういう方向で考えていきたいと思います。

10番 麻生 秀昭 委員

農業委員への回答書をぎりぎりに持って来られるのは困る。しかも、同意もまだとれていない状況だったりして、そういう時にはなかなか判断できないので困る。

議長

はい、色々質問出ましたけどもここで多数決を取りたいと思います。この6号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この6号案件 許可相当と認めます。

#### ■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第7号 1件)

議長

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

事務局より補足説明があればお願いします。

説明ないですか？

3番 高田委員さんが担当地区なので宜しくお願いします。

3番 高田 英 委員

字図は16ページから21ページです。17ページをご覧ください。

場所は庄内から湯布院に向かう途中で、日野病院のところの曲がる所の石松の交差点がありますが、そこを左折して、またすぐ左折した所の下に旅館があります。

旅館の土地はほぼ全て宅地になっているのですが、この土地だけ農地として残っていました。始末書が付いておりますが、平成25年に気づかずに旅館の一部として造成し、現在に至っております。

隣地は里道となりますが里道部分は1mから2mほど下がってしまっていて、強化用にコンクリートをしっかりはっており、隣地農地に迷惑かける事はないと思います。

追認の案件ですが、ご審議をお願いします。

議長

この議案7号について、質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(9番 佐藤 一富 委員より挙手有り)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

始末書はどちらから出てますか？

3番 高田 英 委員  
両名。譲渡人と譲受人から。

9番 佐藤 一富 委員  
知らずにやってしまったっていうけど、おかしいやろ。  
もう現況が変わってしまっているから仕方ないかもしれないけど、私としてはちょっとおかしいと思います。

議 長  
他にご意見ありませんか？  
(ありません。)  
無い様なので、それでは、許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この7号案件 許可相当と認めます。

■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」  
(議案8～11号 4件)

議 長  
日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長  
今、事務局より説明がありましたけど、議案8号について質問があればお願いします。  
質問はありませんか。  
(ありません。)  
それでは、この議案8号案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案9号ですが質問があればお願いします。  
質問はありませんか。

(3番 高田 英 委員より挙手有)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員  
借受人が経営面積0になっていますが、この方は確か農業やられていると思うのですが、他の人の名義とかになっているのでしょうか？

事 務 局

実際は作られていると聞いていますが、利用権の設定がされてなくてうちの台帳に載っていないので。

今回は新規となります。

3番 高田 英 委員

そういうことですか、わかりました。

議 長

他にご質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この議案9号案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案10号・11号は、継続の案件でございます。一括して皆さんから質問を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この議案10号・11号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この議案10号・11号の案件 承認致します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。